

「北斗市男女共同参画基本計画」に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

No.	意見等の概要	市の考え方
1	<p>テーマ3などで、喫煙や受動喫煙防止に触れられていないようですが、具体的な意見・提案をお送りしますので、健康部局との連携の上、よろしくをお願いします。</p> <p>禁煙と受動喫煙の危害防止は「生涯を通じた男女の健康づくり」にとって極めて重要です</p> <p>1.</p> <p>(ア) 男性はもちろん、女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調していただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙において言えば、職場や家庭内もしくは外出先などでの受動喫煙被害によって、ガン（例：女性特有の乳がんは、受動喫煙によって2.6倍罹患率が上がる報告もある。子宮頸ガン、子宮ガンも受動喫煙被害関連がある。）、流産、胎児の先天性異常、妊娠しにくくなる、など次世代にわたるまでの被害をもたらすものであり、看過しがたいです。 ・夫の喫煙で非喫煙の妻が肺がんなどで死亡するリスクが高くなるなど、これは乳がんなどでも医学的に明らかになってきていることから、受動喫煙の危害対策を避けては女性の健康支援はあり得ません。 ・乳幼児～思春期の受動喫煙は、子どもの心身の健康阻害要因となるだけでなく、成長後も影響を残すとのエビデンスが蓄積してきています。例えば胎児期から18歳までの受動喫煙の暴露は、生殖期年齢の女性の精神的健康度を低下させる（抑うつ発症）リスクになる事もわかってきました。それらの資料を基に、親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す抜本的施策・啓発がよりいっそう望まれますし、また下記のように受動喫煙のある飲食店などに子ども達を連れ行かない啓発や対処も望まれます。 ・生涯を通じた男性・女性の健康支援について、無煙環境支援（喫煙も受動喫煙もさせない支援）の強調をよろしくお願いします。 <p>(イ) 具体的には、以下に具体的提案をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦・産婦、また若い女性や若い母親の喫煙率は、公表されている厚労省やJTの喫煙率以上に高いようで、この実態把握とともに、ご本人や子ども・家族の健康のために、零目標への対策が極めて重要です。（男性の喫煙対策ともども） <p>（2012年に決められた国の「がん対策推進基本計画」及び「健康日本21計画（第二次）」では、喫煙に関わ</p>	<p>当市の男女共同参画基本計画（案）は、喫煙や受動喫煙などについて触れられておりません。その理由といたしまして、喫煙などの有害性は、現代社会の中で広く認識されている事項であり、改めて特化して記載する必要はないもの認識をしております。</p> <p>しかしながら、有害性についての啓発は進んで取り組んでいかなければならないことにつき、当市では、たばこの健康への影響に関する知識の普及や、受動喫煙防止対策等について、「北海道健康増進計画すこやか北海道21」及びすこやか北海道21に付属する「たばこ対策推進計画」に基づいて、家庭、学校、地域、職場等における取組みを進めています。</p> <p>特に、喫煙による健康被害が大きいとされる、子どもや未成年、妊産婦には、防煙・禁煙についての啓発を引き続き実施して参ります。</p> <p>全ての人が生活しやすい、働きやすい環境を目指して、今後も関係機関と協働で健康づくりを推進し、社会全体として喫煙や受動喫煙防止が進むように、市民の理解向上に努めて参ります。</p> <p>いただいたご意見は、今後活動をすすめていく上で参考とさせていただきます。</p>

る数値目標として、「妊娠中の喫煙をなくす 5.0% (2010年) →0%目標 (2014年)」の他、
「未成年者の喫煙をなくす 中学1年生 男子 1.6% 女子 0.9% 高校3年生 男子 8.6%
女子 3.8% (2010年) →0% 目標 (2023年)」が盛り込まれています。

・幼少期・思春期からの喫煙と受動喫煙の危害についての教育に加え、乳幼児・保育園・幼稚園の園児の父・母・同居家族に喫煙者が多いと報告され、保育園・幼稚園の前などで喫煙をしている母親などの姿は珍しくないことから、保育園・幼稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれます。

・特定健診やがん検診等の場合は40歳以上であったり、より若い20歳前～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められています。禁煙治療の保険適用について、喫煙指数が200以上などの制約がありましたが、中医協の改定で、今年4月からは35歳未満の若い世代は適用外になりますので、この施策の重要性を進めていただきたいと思います。

2.

公共性の高い施設（飲食店を含め）だけでなく、家庭やマイカーでも、受動喫煙の危害から妊産婦を含む女性・子ども達を守ることを最優先に、条例制定・法制定、あるいは勧奨により、全面禁煙ルールを確立して、順次広げていくことが必要です。（分煙は効果がないので義務化せずに=盛り込まずに）

（受動喫煙は、個人の回避努力やマナーでは防ぎえないのですから、本来的には法・条例制定による禁煙ルールで抜本的に防止されるべきです。）

・この受動喫煙の法的 or 勧奨対策は、中長期的にも、タバコを吸えない社会環境づくりとして、男女の喫煙率を低減させていく上で極めて有効です。

3.

とりわけ、食堂・レストランなどのタバコの煙から若い女性、妊産婦、子どもたちを守る抜本的施策が不可欠です。

市民（及び利用者）は、受動喫煙の危害リスクのある施設及び喫煙所に、子ども・未成年者・妊産婦を同伴し立ち入らせてはならない旨の義務づけをする。かつ施設管理者にも同様の義務づけを定める。or 勧奨する。

・飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの以下のような明示の義務づけ、勧奨が必要で有効かと思えます。

(1)「受動喫煙によるタバコ煙は非喫煙者、とりわけに子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。」

(2)「受動喫煙のリスクのある場所に、子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者は立ち入らないでください。」

<p>立ち入らせないでください。」</p> <p>(3)出入口などに「子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないでください。」</p> <p>4.</p> <p>2014/7/22 に閣議決定された「健康・医療戦略」、及び「日本再興戦略」改訂 2014（2014/6/24 閣議決定）、改訂 2015（2015/6/30 閣議決定）において、「国民の健康寿命を1歳以上延伸」が2020年までの達成目標として掲げられて、また2015/6/9に公表された保健医療2035でも「健康長寿の実現」が盛り込まれていることから、上記に述べた喫煙・受動喫煙の危害対策は、中長期的に男女の健康支援となり、健康寿命の延伸に大きく寄与することでしょう。</p> <p>5.</p> <p>また、特に若い女性の痩身傾向は不健康であることも周知し、減少させることは極めて重要ですので、よろしくをお願いします。</p>	
---	--

意見提出者数	1名（1件）
意見を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません
お問い合わせ先	市民部市民課 電 話：0138-73-3111 内線115 F A X：0138-74-2012 E-mail： shimin@city.hokuto.hokkaido.jp